

浜松市田舎の情報スポット「キラ☆クニ」の認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中山間地域の店舗等の店員の気楽な会話を通じて地域の情報提供を行うことにより、移住希望者や都市部住民に対して中山間地域への気楽な訪問を促すことを目的に設置する田舎の情報スポット「キラ☆クニ」（以下「情報スポット」という。）の認定について、必要な事項を定める。

(認定要件)

第2条 情報スポットの認定を受けようとする者は、次に掲げる要件（別表に定める地域に事業所、営業所、作業場その他これらに類する施設を設けて行うもので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者に該当しないものに限る。）を全て満たすものとする。

- (1) 移住又は観光に関するパンフレット等の配架ができること。
- (2) 訪問者に対して地域のくらし又は観光に関する情報の提供ができること。

(申請)

第3条 情報スポットの認定を受けようとする者は、田舎の情報スポット「キラ☆クニ」認定申請書（第1号様式）に暴力団排除に関する誓約書（第2号様式）を添えて、市長に申請しなければならない。

(認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、第2条に規定する認定の要件を満たしていると認めるときは、情報スポットに認定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により情報スポットに認定したときは、認定を受けた者（以下「認定者」という。）に対し、認定証（第3号様式）を交付するものとする。
- 3 市長は、前条の規定による申請があった場合において、第2条に規定する認定の要件を満たしていないと認めるときは、不認定を決定し、当該申請をした者に対し、不認定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(認定特典)

第5条 市は、前条第1項の規定による認定を受けた者に対し、次に掲げる認定特典を付与する。

- (1) 田舎の情報スポット「キラ☆クニ」の呼称の使用
- (2) 認定ステッカーの交付
- (3) 市ホームページへの名称、店舗紹介等の掲載

(報告等)

第6条 認定者は、第2条の規定に掲げる認定要件を満たさない状況にある場合は、速やかに、市長に報告しなければならない。

- 2 認定者は、第3条の規定により申請した内容に変更がある場合は、速やかに、田舎の情報スポット「キラ☆クニ」申請内容変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 認定者は、認定の取り消しを受けたい場合は、田舎の情報スポット「キラ☆クニ」認定取消届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、情報スポットの認定を取り消すものとする。

- (1) 認定者が第2条に規定する認定の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 認定者から第6条第3項の規定による届出があったとき。
- (3) 訪問者とのトラブルが続くなど、情報スポット設置の目的が達成されないと市長が認めたとき。
- (4) 第3条に規定する申請の内容に虚偽があることが分かったとき。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区	区域
浜名区	引佐町伊平 引佐町川名 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町田沢 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町的場
天竜区	全域